

広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(広島東税務署長)

平成23年9月14日棄却・確定

(第一審・広島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年6月17日判決、本資料260号-97・順号11453)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	北村 明彦
同	松下 博紀
同	原田 一彦
被控訴人	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	広島東税務署長
	北村 和幸
同指定代理人	橋本 悠子
同	大賀 美恵
同	高木 幸典
同	木村 宏
同	赤代 道郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成12年11月1日付けでした控訴人の平成11年分所得税の決定及び無申告加算税の賦課決定(ただし、いずれも平成17年6月29日付け裁決により一部を取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 原審における訴訟経過

控訴人は、広島市において、平成10年3月11日から、A（以下「A」という。）を開店して、飲食業を営んでいたが、平成11年4月30日に、Aを閉店し、同年7月1日から、B（以下「B」という。）を開店して、風俗業を営むようになっていたところ、処分行政庁は、平成12年11月1日付けで、控訴人に対し、平成11年分の所得税について、総所得金額を6770万7280円、課税総所得金額を6622万4000円（ $\equiv 6770万7280円 - 148万2801円$ 〔所得控除額の計〕。1000円未満切捨て。）とした上で、納付すべき税額を2176万2800円とする所得税額の決定を行い、かつ、326万4000円の無申告加算税の賦課決定を行ったが、その後、上記各決定についての審査請求を受けた国税不服審判所長は、平成17年6月29日付けで、控訴人に対し、上記所得税について、総所得金額を5630万3900円、課税総所得金額を5482万1000円（ $\equiv 5630万3900円 - 148万2801円$ 〔所得控除額の計〕。1000円未満切捨て。）とした上で、納付すべき税額を1754万3700円、無申告加算税の額を263万1000円とする判断を行って、上記所得税額の決定のうち421万9100円（ $= 2176万2800円 - 1754万3700円$ ）の部分及び上記無申告加算税の賦課決定のうち63万3000円（ $= 326万4000円 - 263万1000円$ ）の部分を取り消す旨の裁決をした。

控訴人は、被控訴人に対し、一部取消し後の上記各決定の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。なお、控訴人は、一部取消し後の上記各決定について、要旨、①Bに関しては、無料券利用者が2200人以上存在しており、平成11年のBの総収入金額は、合計1億8685万1400円にとどまる、②同年のBの必要経費は、給与手当9759万4546円を含めて、合計2億1455万3465円であった、③同年のAの総収入金額は、388万1820円であった、④同年のAの必要経費は、雑損失366万9825円を含めて、合計881万3392円であったなどと指摘して、同年の控訴人の総所得金額は、3263万3638円（ $= 1億8685万1400円 - 2億1455万3466円 + 388万1820円 - 881万3392円$ ）の損失であったから、一部取消し後の上記各決定は、違法であり、取り消されるべきであると主張している。

被控訴人は、①Bにおける無料券利用者は、同年9月～同年12月の間に、せいぜい59名であり、同年のBの総収入金額は、合計2億1001万9530円と推計される、②同年のBの必要経費は、給与手当が7817万8654円と推計され、これを含めて合計1億3794万4700円を超えては存在していない、③同年のAの総収入金額は、388万1820円であった、④同年のAの必要経費は、雑損失が存在せず、合計514万3567円を超えては存在していないなどと指摘し、同年分の控訴人の所得税については、総所得金額が7081万3083円（ $= [2億1001万9530円 \text{〈Bの総収入金額〉} - 1億3794万4700円 \text{〈Bの必要経費〉}] + [388万1820円 \text{〈Aの総収入金額〉} - 514万3567円 \text{〈Aの必要経費〉}]$ ）、課税総所得金額が6933万円（ $\equiv 7081万3083円 - 148万2801円$ 〔所得控除額の計〕。1000円未満切捨て。）となるから、納付すべき税額が2291万2100円（ $= 6933万円 \times 37\% - 249万円$ 〔以上は、いわゆる所得税の速算表による計算〕 $- 25万円$ 〔特別減税額〕）となるところ、一部取消し後の所得税の決定における納付すべき税額（1754万3700円）は、これを下回っているから、一部取消し後の上記各決定はどれも適法であるなどと主張して、控訴人の請求を争った。

原審は、要旨、被控訴人の上記主張をいれ、これに反する控訴人の上記主張を退けて、控訴

人の請求を棄却する判決をした。

(2) 当審における訴訟経過

控訴人は、原判決を取り消し、控訴人の請求を認容することを求めて、本件控訴を提起した。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

次のとおり補正するほかは、原判決3頁19行目から5頁9行目までと同じであるから、これを引用する。

(1) 3頁19行目から20行目にかけての「A（以下「A」という。）」を「A」に、22行目の「B（以下「B」という。）」を「B」に、それぞれ改める。

(2) 4頁3行目から15行目までを次のとおりに改める。

「控訴人は、本件調査の際に、処分行政庁に対し、①Bの平成11年7月～同年10月の各営業日における来店者数や接客時間等の接客状況を記載したリスト表（乙2）、②Bの同年11月及び同年12月の各営業日における来店者数及び接客したホステスの源氏名や接客時間等の接客状況を記載したリスト表（乙3）、③Bの同年9月～同年12月の各営業日における来店者数、収入金額、給料等の支出金額及び利益金額を記載した収支表（乙4）、④上記③の収支表の支出金額の明細を記載した支出明細表（乙5）、⑤控訴人の関係会社である有限会社C（以下『C』という。）の金銭出納帳、⑥Bの同年11月のホステスに対する各期（約10日間）払いの給与手当の金額及び同月の男性従業員に対する給与手当の金額が記載されたノート（乙6の1・2）、⑦Bの同年12月のホステスに対する各期払いの給与手当の金額及び同月の男性従業員に対する給与手当の金額が記載された一覧表（乙7の1～3。以下、例えば、上記①の資料を『本件提示資料①』などという。）の各資料を提示した。」

(3) 4頁16行目から17行目にかけての「平成12年11月1日付けで、」の次に「控訴人に対し、平成11年分の所得税について、」を、17行目から18行目にかけての「6770万7280円、」の次に「課税総所得金額を6622万4000円（≒6770万7280円－148万2801円〔所得控除額の計〕。1000円未満切捨て。）とした上で、」を、19行目の「賦課決定」の次に「(以下、これらの決定を『原処分』という。乙1)」を、それぞれ加える。

(4) 4頁20行目の「上記(4)の各処分」を「原処分」に改め、23行目の括弧書内末尾に「乙8」を、24行目の括弧書内末尾に「乙9」を、それぞれ加え、25行目の「平成13年7月5日付けで、」の次に「控訴人に対し、平成11年分の所得税について、総所得金額（事業所得の金額）を8107万7260円、課税総所得金額を7959万4000円（≒8107万7260円－148万2801円〔所得控除額の計〕。1000円未満切捨て。）とした上で、納付すべき税額は2670万9700円となるところ、原処分の納付すべき税額（2176万2800円）は、これを下回っているから、原処分は適法であるなどとして、」を、26行目の「決定」の次に「(甲1)」を、それぞれ加える。

(5) 5頁1行目の「上記(4)の各処分」を「原処分」に改め、3行目から7行目までを、次のとおりに改める。

「同所長は、平成17年6月29日付けで、控訴人に対し、平成11年分の所得税について、同年のBの総収入金額が2億1007万3000円、必要経費が1億5238万7581円、事業所得が5768万5419円（＝2億1007万3000円－1億5238万7581

円)であり、また、同年のAの総収入金額が412万2424円、必要経費が550万3943円、事業所得が138万1519円の損失(=412万2424円-550万3943円)であることを前提にして、総所得金額(事業所得の金額)を5630万3900円(=5768万5419円-138万1519円)、課税総所得金額を5482万1000円(=5630万3900円-148万2801円〔所得控除額の計〕。1000円未満切捨て。)と認定した上で、納付すべき税額は1754万3700円、無申告加算税は263万1000円になるとして、原処分のうち、所得税の決定のうち421万9100円の部分(=2176万2800円-1754万3700円)及び無申告加算税の賦課決定のうち63万3000円の部分(=326万4000円-263万1000円)を取り消す旨の裁決(甲2)を行った(以下、この裁決により一部取り消された後の原処分を『本件各処分』という。)

(6) 5頁9行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「(8) 平成11年のBの営業においては、争いのない範囲で、次の各必要経費が存在した(◎印を付したものは、当事者双方の主張額が一致している。)

ア 仕入金額		823万1954円
イ 給与手当		7817万8654円
ウ 福利厚生費	◎	29万1258円
エ 広告宣伝費	◎	122万6250円
オ 運賃	◎	400円
カ 燃料費		121万2039円
キ 旅費交通費		129万7750円
ク 通信費	◎	31万6323円
ケ 接待交際費		281万9831円
コ 減価償却費		182万7581円
サ 賃借料	◎	263万9000円
シ 保険料	◎	4万5000円
ス 修繕費	◎	77万4788円
セ 水道光熱費	◎	52万8004円
ソ 消耗品費		564万6074円
タ 事務用品費		25万5470円
チ 租税公課	◎	2万7640円
ツ 支払手数料		11万5950円
テ 諸会費	◎	7200円
ト 新聞図書費	◎	4万2230円
ナ コンパニオン	◎	2268万7550円
ニ 外注費	◎	418万8057円
ヌ 販売手数料		31万9000円
ネ 寮費	◎	414万6966円
ノ 雑費	◎	111万9731円
合計		1億3794万4700円

(9) 平成11年のAの総収入金額は、388万1820円であった。

(10) 平成11年のAの営業においては、争いのない範囲で、次の各必要経費が存在した(◎印を付したものは、当事者双方の主張額が一致している。)

ア 仕入金額	◎	89万7688円
イ 給与手当	◎	242万6400円
ウ 旅費交通費	◎	40万0000円
エ 接待交際費	◎	1万0000円
オ 賃借料	◎	120万0000円
カ 水道光熱費	◎	7万5715円
キ 消耗品費	◎	10万1072円
ク 事務用品費	◎	315円
ケ 雑費	◎	3万2377円
合計		514万3567円

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件調査は適法であるかなど(争点1)

(被控訴人)

原判決5頁18行目から6頁1行目までと同じであるから、これを引用する。

(控訴人)

次のとおり補正するほかは、原判決6頁3行目から23行目までと同じであるから、これを引用する。

ア 9行目の「Bの事情を知る」を「控訴人がBの経営に関するコンサルタント報酬を支払っている」に改める。

イ 12行目の「本件の原告補佐人」を「原審における控訴人補佐人」に改める。

(2) 平成11年のBの事業所得の金額に関して、所得税法156条所定の推計の方法により算定する必要性があったか(争点2)

(被控訴人)

本件提示資料①～⑦には、平成11年のBの収入金額(売上金額)及び必要経費の一部しか記載されていなかったため、被控訴人は、同年のBの事業所得の金額について、取引実績額を基礎とした損益計算(以下「実額計算」という。)の方法により算定することができなかった。

また、本件提示資料⑧についても、同年12月31日付けで年間収入金額が一括計上されているにすぎず、その内訳を記録した補助簿等の提示もないため、実際の収入金額の全てが記載されているかどうかなどを検証することができないなど、信ぴょう性に乏しいものであった。

したがって、同年のBの事業所得の金額については、本件提示資料①～⑧をもって実額計算の方法により算定することはできず、他に、これを実額計算の方法により算定し得る資料の提示もないので、収入金額及び必要経費の一部(給与手当)について推計の方法により算定する必要性があった。

(控訴人)

原判決7頁10行目から15行目までと同じであるから、これを引用する。ただし、7頁11行目の「本件各処分の際」を「原処分時ないしは本件各処分時」に改め、14行目から15行目を次のとおり改める。

「したがって、平成11年のBの事業所得の金額については、実額計算の方法により算定す

ることが可能であったから、収入金額及び必要経費の一部について推計の方法により算定する必要性があったとはいえない。」

(3) 平成11年のBの総収入金額は幾らであるか(争点3)

(被控訴人)

次のとおり補正するほかは、原判決7頁18行目から11頁11行目までと同じであるから、これを引用する。

ア 7頁18行目から22行目までを、次のとおりに改める。

「本件提示資料①～③は、Bの従業員が事業の状況を直接記録した原始記録であり、その記載内容も詳細であって、各数値も一致するなど相互に関連性があり、相当程度の信ぴょう性及び正確性があるところ、本件提示資料①～③及び⑧によれば、平成11年のBの総収入金額は、次のとおり合計2億1001万9530円と推計される。」

イ 7頁23行目、24行目、8頁3行目、5行目、9頁25行目の各「別紙1」の次に「(別表B)」をそれぞれ加え、10頁1行目の「別紙1付表」を「原判決別紙1(別表B付表2)」に改める。

(控訴人)

Bでは、合計5000枚の無料券の作成を印刷業者に発注し、平成11年中にそのうち3分の2を配布し、かつ、配布を受けた者のうち90%がBに来店したと推計できるところ、本件提示資料③では、これらの無料券利用者に関しても収入(売上)として計上していたから、同年のBの総収入金額は、被控訴人が推計している2億1001万9530円から2100万円(=7000円〔無料券によるサービスの対価額〕×5000枚×3分の2×90%)を控除した1億8901万9530円と認定すべきである(なお、控訴人の平成23年3月28日付け準備書面には、「Bの売上は、原判決が認定した2億251万4000円から上記2100万円を差し引いた1億8151万4000円と認定するべきであった」と記載されているが、「2億251万4000円」は「2億1001万9530円」の、「1億8151万4000円」は「1億8901万9530円」の、各誤記と認める。)

(4) 平成11年のBの営業において、823万1954円を超える仕入金額が存在しなかったか(争点4)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、823万1954円を超える仕入金額は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、823万1954円の仕入金額の他に、次の合計196万0148円の仕入金額が存在した。

ア 平成11年9月30日に有限会社F(以下「F」という。)に支払った149万6200円

イ 平成11年10月26日に株式会社G(以下「G」という。)に支払った6万0900円

ウ 平成11年12月30日にBに支払った40万3048円

(5) 平成11年のBの営業において、781万78654円を超える給与手当の支払が存在しなかったか(争点5)

(被控訴人)

次のとおり補正するほかは、原判決13頁19行目から17頁12行目までと同じであるか

ら、これを引用する。

ア 13頁19行目を、次のとおりに改める。

「平成11年のBの営業における給与手当の支払は、次のa～cのとおり、合計7817万8654円(=1841万2900円+5202万5223円+774万0531円)と推計され、これを超える給与手当の支払は存在しなかった。」

イ 13頁22行目の「別紙3から5」を「別紙3(別表C)、別紙4(別表D)及び別紙5(別表E)」に改め、25行目、15頁9行目及び26行目の各「別紙3」の次に「(別表C)」をそれぞれ加え、14頁1行目から2行目にかけて及び2行目の各「別紙3付表」を「原判決別紙3(別表C付表)」にそれぞれ改め、15頁13行目の「同月15日分」の次に「のホステスに対する日払いの給与手当」を加え、19行目の「にない」を「にも本件提示資料④にもない」に改める。

ウ 16頁3行目、5行目及び16行目の各「別紙4」の次に「(別表D)」をそれぞれ加え、7行目の「別紙4付表」を「原判決別紙4(別表D付表)」に改める。

エ 16頁24行目、26行目及び17頁6行目の各「別紙5」の次に「(別表E)」をそれぞれ加える。

(控訴人)

平成11年のBの営業における給与手当の支払は合計9759万4546円であった。

(6) 平成11年のBの営業において、121万2039円を超える燃料費の支払が存在しなかったか(争点6)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、121万2039円を超える燃料費の支払は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、121万2039円の燃料費の支払の他に、次の合計1万0453円の燃料費の支払が存在した。

ア 平成11年7月13日に支払ったガソリン代48円

イ 平成11年8月26日に支払ったガソリン代3245円

ウ 平成11年11月24日に支払ったガソリン代7160円

(7) 平成11年のBの営業において、129万7750円を超える旅費交通費の支払が存在しなかったか(争点7)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、129万7750円を超える旅費交通費の支払は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、129万7750円の旅費交通費の支払の他に、次の合計14万6460円の旅費交通費の支払が存在した。

ア 平成11年9月8日に支払った駐車料1万5800円のうち1万5000円

イ(ア) 平成11年7月6日に支払った有料道路代7万円

(イ) 平成11年7月9日に支払った出張旅費2万円

(ウ) 平成11年7月10日に支払った通勤代1万円

- (エ) 平成11年7月16日に支払った通勤代1万円
(オ) 平成11年7月19日に支払った通勤代5000円
(カ) 平成11年9月5日に支払った有料道路代200円
(キ) 平成11年9月30日に支払った駐車料1260円
(ク) 平成11年11月27月に支払った駐車料1万5000円
- (8) 平成11年のBの営業において、281万9831円を超える接待交際費の支払が存在しなかったか(争点8)
- (被控訴人)
平成11年のBの営業においては、281万9831円を超える接待交際費の支払は存在しなかった。
- (控訴人)
平成11年のBの営業においては、281万9831円の接待交際費の支払の他に、次の合計45万7000円の接待交際費の支払が存在した。
- ア 平成11年11月1日にLに支払った45万円
イ 平成11年12月7日に㊸に支払った7000円
- (9) 平成11年のBの営業において、182万7581円を超える減価償却費が存在しなかったか(争点9)
- (被控訴人)
平成11年のBの営業においては、182万7581円を超える減価償却費は存在しなかった。
- (控訴人)
平成11年のBの営業においては、182万7581円の減価償却費の他に、同年12月31日付けでBの元帳に「店舗内装」として計上されている105万8400円の減価償却費が存在した。
- (10) 平成11年Bの営業において、564万6074円を超える消耗品費の支払が存在しなかったか(争点10)
- (被控訴人)
平成11年のBの営業においては、564万6074円を超える消耗品費の支払は存在しなかった。
- (控訴人)
平成11年のBの営業においては、564万6074円の消耗品費の支払の他に、次の合計158万7700円の消耗品費の支払が存在した。
- ア 平成11年7月31日にaに支払った16万5000円
イ 平成11年9月2日に㊹に支払った300円
ウ 平成11年9月14日にbに支払った6万円
エ 平成11年9月30日にdに支払った45万円
オ 平成11年9月30日に支払った電気製品代66万9500円
カ 平成11年9月30日に支払ったソファテーブル代24万2900円
- (11) 平成11年のBの営業において、25万5470円を超える事務用品費の支払が存在しなかったか(争点11)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、25万5470円を超える事務用品費の支払は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、25万5470円の手務用品費の支払の他に、同年9月3日に控訴人に支払った2204円の手務用品費の支払があった。

(12) 平成11年のBの営業において、11万5950円を超える支払手数料が存在しなかったか(争点12)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、11万5950円を超える支払手数料は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、11万5950円の支払手数料の他に、次の合計280万円の支払手数料が存在した。

ア 平成11年7月1日に丁税理士に支払った100万円

イ 平成11年7月31日、同年8月31日、同年9月30日、同年10月31日、同年11月30日及び同年12月31日に支払ったみかじめ料各30万円(合計180万円)

(13) 平成11年のBの営業において、31万9000円を超える販売手数料が存在しなかったか(争点13)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、31万9000円を超える販売手数料は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、31万9000円の販売手数料の他に、同年10月29日にI(以下「I」という。)に支払った30万円の販売手数料(紹介料)が存在した。

(14) 平成11年のBの営業において、報酬の支払が存在しなかったか(争点14)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、報酬の支払は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、丙に支払った平成11年8月5日付けの420万円、同年9月5日付けの410万円、同年10月5日付けの430万円、同年11月5日付けの415万円、同年12月5日付けの445万円及び同月31日付けの315万円、以上合計2435万円の報酬の支払が存在した。

(15) 平成11年のBの営業において、支払利息が存在しなかったか(争点15)

(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、支払利息は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、㉔(以下「㉔」という。)、㉕(以下「㉕」という。)、㉖(以下「㉖」という。)、㉗(以下「㉗」という。)、㉘ことy(以下「y」という。)及び㉙(以下「㉙」という。)から、高利の借入れをしていたもので、同年6月～同年12月の各20日付けで、次のア～カの支払利息合計2324万円が存在した。

ア ㉔に支払った150万円

- イ ㊸に支払った12万円
- ウ ㊹に支払った20万円
- エ ㊺に支払った60万円
- オ yに支払った80万円
- カ ㊻に支払った10万円

(16) 平成11年のBの営業において、その他の必要経費が存在しなかったか(争点16)
(被控訴人)

平成11年のBの営業においては、その他の必要経費は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のBの営業においては、次の合計119万0509円のその他の必要経費が存在した。

- ア 平成11年7月10日に有限会社㊼(以下「㊼」という。)に支払った25万円
- イ 平成11年7月28日に㊽に支払った73万円
- ウ 平成11年8月20日に㊾株式会社(以下「㊾」という。)に支払った2174円
- エ 平成11年8月20日に株式会社㊿(以下「㊿」という。)に支払った11万5500円
- オ 平成11年8月20日に㊽有限会社(以下「㊽」という。)に支払った1万3860円
- カ 平成11年8月26日に㊾株式会社(以下「㊾」という。)に支払った3万7146円
- キ 平成11年8月26日に㊾に支払った4万1269円
- ク 平成11年10月7日に株式会社㊿(以下「㊿」という。)に支払った560円

(17) 平成11年のAの営業において、雑損失が存在しなかったか(争点17)
(被控訴人)

平成11年のAの営業においては、雑損失は存在しなかった。

(控訴人)

平成11年のAの営業においては、同年12月31日付けでAの元帳に「建物附属設備」として計上されている366万9825円の雑損失が存在した。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件調査は適法であるかなど)について

次のとおり補正するほかは、原判決34頁4行目から38頁3行目までと同じであるから、これを引用する。

- (1) 34頁13行目の「解される」の次に「(最高裁判所昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照)」を加える。
- (2)ア 34頁14行目の「甲1、」の次に「2、」を加える。
 - イ 35頁1行目の「現時点」を「同日」に改める。
 - ウ 36頁2行目から3行目にかけての「上記前提事実(4)の各処分」を「原処分」に改める。
 - エ 36頁5行目(2か所)、9行目及び10行目の各「本件各処分」を「原処分」にそれぞれ改め、8行目の「係書面」を「かかる書面」に改め、14行目の「委任状」の次に「(乙43)」を加える。
 - オ 36頁16行目を削る。
- (3)ア 36頁17行目の「前提事実」を「前提事実(1)、(2)」に改め、18行目の「飲食店」を「A」に改め、同行目の「風俗店」を「B」に改める。

イ(ア) 37頁1行目の冒頭に「前記(2)の認定に関して、」を加え、5行目の「この点に関する原告の主張は」を「この点、控訴人自身でさえ、乙が資料を持ち逃げしたという時期や、乙から資料を取り返した時期等について、よく分からないという供述をしているところであり（控訴人本人195～213項）、その余の証拠調べをするまでもなく、控訴人の主張は」に改める。

(イ) 37頁7行目の「Bの事情を知る」を「控訴人がBの経営に関するコンサルタント報酬を支払っている」に改め、8行目の「主張するが、」の次に「本件全証拠をもってしても、控訴人が上記申出をした事実は認めるに足りず（控訴人本人58項では、控訴人が上記申出をしたか否かは判然としないといわざるを得ない。）、また、前記(2)のア、イのとおり、控訴人は、調査担当者に対し、自らがBの経営者であると述べ、かつ、資料はここに全部用意してあるなどと述べていたことに照らすと、」を加え、11行目末尾に「なお、控訴人は、丙がBの共同経営者であるかのようにも主張し、控訴人の陳述書（甲1866）及び本人尋問の結果の中には、これに沿う供述部分が存在しているが、丙は、『共同経営という気持ち』を有していたにすぎず、『主に、労力を提供する』ものであったと説明していること（甲1871）、控訴人自身、丙が、Bに必要な資金をほとんど負担しておらず、借入れの保証人にもならなかったと自認していること（控訴人本人94、95、152項）に照らすと、上記供述部分は信用することができず、控訴人の上記主張は採用することができない。」を加える。

(ウ) 37頁14行目の「しかしながら」から20行目末尾までを「この点、丁税理士の陳述書（甲1870）の6項には、控訴人が上記依頼をしていたという供述部分が存在しているが、同供述部分は、控訴人からの伝聞にすぎないものであり、にわかには信用することができない。かえって、控訴人自身が、『税務署というものが来るともうどうにもならないような意識しかなかったですね。とにかく、絶対何ぼぐらいは持って帰られるよみたいな感覚で、丁先生（＝丁税理士）の税理士的な考えいものは一切自分の頭になかったもんですから、もう毎日が自転車操業で余裕がないもんですから、とにかく決定を打って後に裁判するしかないんならばそうしよう、というふうにしかなることはできませんでした。』と供述していること（控訴人本人38項）に照らすと、控訴人の上記主張は採用することができず、かえって、控訴人は、当時、上記のような依頼はしていなかったと認めるのが相当である。」に改める。

2 争点2（平成11年のBの事業所得の金額に関して、所得税法156条所定の推計の方法により算定する必要性があったか）について

(1) 補正後の前提事実(3)のとおり、控訴人が、本件調査の際に、処分行政庁に提示した平成11年のBの事業所得に関する資料は、本件提示資料①～⑦だけであり、しかも、そのうちBの収入金額が記載されているのは本件提示資料③のみであり、また、Bの給与手当が記載されているのは本件提示資料③、④、⑥及び⑦であるところ、本件提示資料③、④は同年9月～同年12月の記載しかなく、本件提示資料⑥は同年11月の記載しかなく、本件提示資料⑦は同年12月の記載しかないから、同年7月～同年12月のBの収入金額及び給与手当の全額を実額計算の方法により算定することはできない。なお、控訴人が、異議申立て後に、処分行政庁に対し、本件調査時には作成していなかった本件提示資料⑧を提示していることは、補正後の前提事実(5)のとおりであるが、本件提示資料⑧には、現金勘定や借入金勘定等の資産負債科目

の記載がなく、売上高勘定も同月31日付けで年間収入総額が一括計上されているものであって（乙8〔3頁〕）、その内訳（各営業日毎の収入金額）を記録した補助簿等の提示もないことから（弁論の全趣旨）、Bの実際の収入金額の全てを記載したものであるか否かを検証することができないなど、信ぴょう性に乏しいものといわざるを得ず、本件提示資料⑧をもって、同年のBの事業所得を実額計算の方法で算定する基礎とすることはできない。

そうすると、本件提示資料①～⑧をもって、同年7月～同年12月のBの収入金額及び給与手当の全てを実額計算の方法で算定することはできないし、また、一件記録を精査しても、他に、これを実額計算の方法により算定し得る帳簿その他の資料は存在していないから、同年のBの事業所得の金額に関しては、同年7月～同年12月の収入金額及び給与手当の一部を推計の方法により算定する必要があるというべきである。

(2) これに対し、控訴人は、平成11年7月～同年12月のBの収入及び支出に関する資料は存在しており、また、関係者の調査協力を得ることもできたから、上記期間のBの収入金額及び給与手当を実額計算の方法により算定することは可能であったなどと主張している。

しかし、前記(1)のとおり、本件提示資料①～⑧をもって、上記期間のBの収入金額及び給与手当の全てを実額計算の方法で算定することはできないし、また、一件記録を精査しても、他に、これを実額計算の方法により算定し得る帳簿その他の資料は存在していない以上、控訴人の上記主張は採用することができない。

なお、控訴人は、丙の陳述書（甲1871）を提出するなどしているが、具体的かつ客観的な裏付けとなる証拠が存在しない以上、仮に、関係者の供述が存在したとしても、その信用性は低く、同供述をもって、上記期間のBの収入金額等を実額計算の方法により算定することが可能になるとは言い難いところ、本件では、上記証拠が存在していないのであるから、結局、関係者の調査協力を得たとしても、上記期間のBの収入金額等を実額計算の方法により算定することが可能になるとは考え難い。

おって、控訴人が、当審においても、原審の推計計算の必要があるとの認定には事実の誤認があるなどと主張していたことから（控訴理由書2頁）、当審は、控訴人に対し、可能であるという実額計算の方法を明らかにするように求めたが（当審第1回口頭弁論期日調書参照）、この点について、控訴人から、何らの確かな主張がされることはなかった（控訴人の平成23年3月28日付け準備書面(2)参照）。

3 争点3（平成11年のBの総収入金額は幾らであるか）について

(1) 平成11年のBの営業における収入金額が記載されている資料は、本件提示資料③（乙4）のみであるが（前記2参照）、同年のBの営業日数及び来店者数が記載されている資料としては、その他に、本件提示資料①（乙2）及び本件提示資料②（乙3）も存在しているところ、これらは、Bの従業員が直接記録した原始記録であり、その記載内容も詳細であって、各数値も一致するなど相互に関連性があるから（乙2～4、弁論の全趣旨）、相応に高い信ぴょう性及び正確性があるというべきである。

(2)ア 本件提示資料③（乙4）が存在する期間の収入金額について

(ア) 本件提示資料③（乙4）に基づき、上記期間の営業日数、来店者数（いわゆる延長は別途来店者数として加算する。）及び収入金額を集計すると、別表B付表1のとおりとなり、これをまとめると、原判決別紙1（別表B）の「実額」欄の「①営業日数」欄、「②来店者数」欄及び「③金額」欄記載のとおりとなる（原判決別紙1〔別表B〕の「実額」

欄の平成11年12月の「②来店者数」である4442人の中には、別表B付表1の同月23日から同月25日までの「無料」欄の「⑦人数」欄記載の合計42人の無料来店者が含まれている。).

なお、本件提示資料③(乙4)には、同年9月24日のもの(21頁)が存在しており、来店者数が243人と記載されている一方で、同月25日のものは存在していないが、本件提示資料①(乙2の135～138頁)によれば、同月24日及び同月25日の両日も、Bの営業が行われていたと認められるところ、同月24日の本件提示資料①(乙2の135～136頁)によれば、同日の来店者数は209人(=No. 1～175の合計175人+その欄外記載の「延長」の合計34人+その欄外記載の「番外」の1人[135頁のNo. 290] - その「欠番」の1人[No. 87])である旨記載されている一方で、同月25日の本件提示資料①(乙2の137～138頁)によれば、同日の来店者数は243人(=No. 1～204の合計204人+その欄外記載の「延長」の合計40人 - その「欠番」の1人[No. 87])である旨記載されているから、本件提示資料③(乙4)のうち同月24日のもの(21頁)は、真実は、同月25日のものであって、その日付に誤記があると認めるのが相当である。

おって、いわゆる同伴による収入があった場合には、本件提示資料③(乙4)の右欄外等にその旨の記載がされるのが通常であるところ(例えば、乙4の60頁参照)、本件提示資料③(乙4)のうち同年11月15日(63頁)の右欄外には、その旨の記載がなく、「㊦チップ¥10,000」等と記載されているから、同日には、同伴による収入は存在せず、チップによる収入が1万円存在したものと認められる。別表B付表1の同日の「同伴」欄に、「⑤人数」欄が0人、「⑬金額」欄が1万円と記載されているのは、上記の趣旨を表現するための便宜上の記載である(付言するに、別表B付表1の同日の「⑮その他の金額」欄には9万円、同日の「合計」欄の「⑯金額」欄には139万1000円とそれぞれ記載があるが、これらは誤記であり、順に8万円、138万1000円と記載するのが正確である。同日の本件提示資料③[乙4の63頁]には、「㊧預け金¥70,000-」、「V社長¥10,000-」などと記載されているのであるから、上記「⑮その他の金額」欄は、これらを合計した8万円と記載するのが正しく、その結果、同日の「合計」欄の「⑯金額」欄も138万1000円と記載すべきものであるからである。なお、同年9月23日及び同月29日の本件提示資料③[乙4の20、25頁]の記載内容と別表B付表1の記載内容と一部合致していないところがあるが、このようになっている理由については、別表B付表1末尾の注3のとおりである。).

(イ) なお、前記(ア)の平成11年12月の合計42人の無料来店者の他にも、次に説明するとおり、本件提示資料③(乙4)が存在する期間においては、原判決別紙1(別表B付表2)のとおり合計17人の無料来店者が存在していると認められる(この17人は、別表B付表1の「無料」欄の「⑦人数」欄及び原判決別紙1[別表B]の「実額」欄の「②来店者数」欄には含まれていない。).

a 平成11年9月19日の1人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の16頁)に167人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数[①ないし⑦)」欄参照)、本件提示資料①(乙2の125～126頁)には168人(=本件提示資料①[乙2の125～12

6頁]のNo. 1～152の合計152人+その欄外記載の「延長」の合計23人-その「欠番」の合計7人〔No. 87、No. 143～148〕。なお、本件提示資料①(乙2の126頁)の右下には、同日の来店者数が167人であるかのように記載されているが、誤記と認める。)である旨記載されているから、同日には、1人(=168人-167人)の無料来店者が存在したと推認するのが相当である。

b 平成11年9月27日の1人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の23頁)に177人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料①(乙2の140～141頁)には178人(=本件提示資料①〔乙2の140～141頁〕のNo. 1～168の合計168人+その欄外記載の「延長」の合計11人-その「欠番」の1人〔No. 87〕)と記載されているから、同日には、1人(=178人-177人)の無料来店者が存在したと推認するのが相当である。

c 平成11年9月28日の1人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の24頁)に205人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料①(乙2の142～143頁)には206人(=本件提示資料①〔乙2の142～143頁〕のNo. 1～168の合計168人+その欄外記載の「延長」の合計36人+その欄外記載の「番外」の合計3人〔143頁のNo. 201～203〕-その「欠番」の1人〔No. 87〕)と記載されているから、同日には、1人(=206人-205人)の無料来店者が存在したと推認するのが相当である。

d 平成11年10月4日の1人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の29頁)に187人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料①(乙2の152～153頁)には188人(=本件提示資料①〔乙2の152～153頁〕のNo. 1～162の合計162人+その欄外記載の「延長」の合計26人+その欄外記載の「番外」の合計2人〔152頁のNo. 219～220〕-その「欠番」の合計2人〔No. 87、160〕)と記載されているから、同日には、1人(=188人-187人)の無料来店者が存在したと推認するのが相当である。

e 平成11年10月18日の1人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の39頁)に178人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料①(乙2の177～178頁)には179人(=本件提示資料①〔乙2の177～178頁〕のNo. 1～148の合計148人+その欄外記載の「延長」の合計29人+その欄外記載の「番外」の合計3人〔177頁のNo. 261～263〕-その「欠番」の1人〔No. 109〕)と記載されているから、同日には、1人(=179人-178人)の無料来店者が存在したと推認するのが相当である。

f 平成11年11月12日の8人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の61頁)に191人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料②(乙3の21～22頁)には199人であり、そのうち8人が無料来店者であったと

記載されているから、同日には、8人の無料来店者が存在したと認められる。

g 平成11年11月25日の2人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の71頁)に209人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料②(乙3の48~49頁)には211人であり、そのうち2人が無料来店者であったと記載されているから、同日には、2人の無料来店者が存在したと認められる。

h 平成11年12月2日の1人について

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の77頁)に176人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料②(乙3の60~61頁)には177人(No. 1~177の合計)であり、そのうち1人(60頁のNo. 98)が「タダ」と記載されているから、同日には、1人の無料来店者が存在したと認められる。

i 平成11年12月10日の1人

同日の来店者数は、本件提示資料③(乙4の83頁)に222人と記載されているが(別表B付表1の同日の「合計」欄の「⑧人数〔①ないし⑦〕」欄参照)、本件提示資料②(乙3の71~72頁)には223人であり、無料券が1枚あった旨記載されているから、同日には、1人の無料来店者が存在したと認められる。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件提示資料③(乙4)が存在する期間については、営業日数が合計99日(原判決別紙1〔別表B〕の「実額」欄の「①営業日数」欄参照)、来店者数が合計1万8783人(=1万8766人〔原判決別紙1〈別表B〉の「実額」欄の「②来店者数」欄参照〕+17人〔前記(イ)参照])、収入金額が合計1億3017万9000円(原判決別紙1〔別表B〕の「実額」欄の「③金額」欄参照)となる。なお、これらによれば、上記期間の来店者(無料来店者を含む。)1人当たりの平均収入金額は6930円(≒1億3017万9000円÷1万8783人。1円未満切捨て。)となる。

イ 本件提示資料③(乙4)が存在しない期間の収入金額について

(ア) 本件提示資料③(乙4)に基づき、平成11年のBの営業日数、来店者数及び収入金額を集計することはできず、また、前記2のとおり、一件記録を精査しても、他に、これらを実額計算の方法により算定し得る帳簿その他の資料は存在していない。

しかし、上記期間の営業日数及び来店者数については、本件提示資料①(乙2)、本件提示資料②(乙3)及び本件提示資料⑧(乙8)に基づき、次のとおり認定すること又は推認することができ、これをまとめると、原判決別紙1(別表B)の「推計」欄の「④営業日数」欄及び「⑤来店者数」欄記載のとおりとなる。なお、同年10月の上記「⑤来店者数」欄を384人に、上記「⑤来店者数」欄の合計を1万1522人に、それぞれ改める。

a 平成11年7月について

本件提示資料①(乙2の1~45頁)によれば、同月については、原判決別紙1(別表B付表2)のとおり、営業日数が合計21日間、来店者数が合計3971人であったと認められるが、この他にも、本件提示資料⑧(乙8の6頁)によれば、同月1日~同月6日の6日間にも、Bの営業において、給与手当の支払があったと計上されており、上記6日間についても、営業が行われていたことが推認されるから、結局、同月につい

ては、営業日数が合計27日間(=21日間+6日間)、来店者数が合計5105人(=3971人+[3971人÷21日間。1人未満切捨て。]×6日間)であったと推認することができる。

b 平成11年8月について

本件提示資料①(乙2の46~96頁)によれば、同月については、原判決別紙1(別表B付表2)のとおり、営業日数が合計23日間、来店者数が合計4823人であったと認められるが、この他にも、本件提示資料⑧(乙8の8頁)によれば、同月8日及び同月31日の2日間にも、Bの営業において、給与手当の支払があったと計上されており、上記2日間についても、営業が行われていたことが推認されるから、結局、同月については、営業日数が合計25日間(=23日間+2日間)、来店者数が合計5241人(=4823人+[4823人÷23日間。1人未満切捨て。]×2日間)であったと推認することができる。

c 平成11年9月について

前記アの(ア)の「なお書」のとおり、本件提示資料③(乙4)のうち同月24日のもの(21頁)は、真実は、同月25日のものであると認められるから、同月24日については、本件提示資料③(乙4)の中に記載は存在していないが(別表B付表1参照)、本件提示資料①(乙2の135~136頁)によれば、同日についても、営業が行われており、来店者数は209人(=No.1~175の合計175人+その欄外記載の「延長」の合計34人+その欄外記載の「番外」の1人[135頁のNo.290]-その「欠番」の1人[No.87])であったと認められる。

d 平成11年10月について

同月6日及び同月7日については、本件提示資料③(乙4)の中に記載は存在していないが(別表B付表1参照)、本件提示資料①(乙2の156~159頁)によれば、上記2日間についても、営業が行われており、同月6日の来店者数は183人(=156~157頁のNo.1~166の合計166人+その欄外記載の「延長」の合計16人+その欄外記載の「番外」の合計2人[157頁のNo.219~220]-その「欠番」の1人[No.87])、同月7日の来店者数は201人(=158~159頁のNo.1~187の合計187人+その欄外記載の「延長」の合計16人-その「欠番」の合計2人[No.87、160])であり、以上合計384人であったと認められる。

e 平成11年11月について

同月22日については、本件提示資料③(乙4)の中に記載は存在していないが(別表B付表1参照)、本件提示資料②(乙3の40~42頁)によれば、同日についても、営業が行われており、来店者数は213人(=No.1~213の合計213人)であったと認められる。

f 平成11年12月について

同月9日及び同月15日については、本件提示資料③(乙4)の中に記載は存在していないが(別表B付表1参照)、本件提示資料⑧(乙8の12頁)によれば、上記2日間についても、Bの営業において、給与手当の支払があったと計上され、かつ、仕入れが行われているもので(乙10)、営業が行われていたと推認される。

そして、上記2日間の来店者数については、原判決別紙1(別表B)の同月の「実額」

欄の「①営業日数」欄の24日間と「②来店者数」欄の4442人からは、同月の1日当たりの平均来店者数が185人（ \div 4442人 \div 24日間。1人未満切捨て。）であると計算できることから、上記2日間の来店者数は合計370人（ $=$ 185人 \times 2日間）と推認することができる。

(イ) そして、前記アの(ウ)のとおり、本件提示資料③(乙4)が存在する期間の来店者(無料来店者を含む。)1人当たりの平均収入金額が6930円であることに照らすと、本件提示資料③(乙4)が存在しない期間については、原判決別紙1(別表B)の、「推計」欄の「⑥金額」欄のとおりと推認するのが相当である(例えば、平成11年7月は、来店者数が5105人であるので、収入金額は3537万7650円〔 $=$ 5105人 \times 6930円〕と推認される。)。なお、前記(ア)の「なお書」のとおり、原判決別紙1(別表B)の「推計」欄の同年10月の「⑤来店者数」欄と上記「⑤来店者数」欄の合計をそれぞれ改めることに伴い、同月の上記「⑥金額」欄を266万1120円に、上記「⑥金額」欄の合計を7984万7460円に、それぞれ改める。

(3)ア 前記(2)のア、イによれば、平成11年のBの総収入金額について、原判決別紙1(別表B)の「⑦合計(③+⑥)」欄記載のとおりと推認することができる。なお、前記(2)のイの(イ)の「なお書」のとおり、原判決別紙1(別表B)の「推計」欄の同年10月の「⑥金額」欄と「⑥金額」欄の合計をそれぞれ改めることに伴い、同月の上記「⑦合計(③+⑥)」欄を3522万7120円に、上記「⑦合計(③+⑥)」欄の合計を2億1002万6460円に、それぞれ改める。

なお、以上の認定は、被控訴人の推計方法に基づくものであるところ、上記方法は、ごく自然なものといえることができ、また、控訴人も、上記方法自体が不合理なことについて、具体的な指摘をしていないものであるから、上記方法には相応の合理性があるといえるべきである。

イ これに対し、控訴人は、Bにおいては、合計5000枚の無料券の作成を印刷業者に発注し、平成11年中にそのうち3分の2を配布し、かつ、配布を受けた者のうち90%がBに来店したと推計できるところ、これらの無料券利用者に関しても、本件提示資料③(乙4)では、収入(売上)として計上されていたから、同年のBの総収入金額は、被控訴人が推計している2億1001万9530円から2100万円（ $=$ 7000円〔無料券によるサービスの対価額〕 \times 5000枚 \times 3分の2 \times 90%）を控除した1億8901万9530円と認定すべきであるなどと主張する。

この点、まず、被控訴人は、原審の平成19年2月8日第8回口頭弁論期日において、控訴人は、控訴人の同月6日付け準備書を陳述し、Bの無料券利用者が平成11年9月19日～同年12月10日の17人及び同月23日～同月25日の42人、以上合計59人を超えない事実を自白しているから、上記主張は自白の撤回に当たるもので、被控訴人はこの撤回には異議があるなどと反論しているところ(被控訴人の平成21年1月7日付け及び平成23年3月18日付け各準備書参照)、確かに、控訴人の平成19年2月6日付け準備書面には、「無料券来店客の分を売上金額に計上している被告の(中略)処置につき、今後、争わないこととする」という記載部分が存在する。しかし、控訴人は、上記準備書面において、上記処置が「誤った」ものであると明確に指摘した上で、上記のとおり「争わないこととする」理由についても、飽くまで「本件訴訟の争点が多岐にわたり長期化するのを避ける

ため」と説明しているのであるから、上記記載部分は、当面、無料券利用者に関する点を主たる争点としないという程度の趣旨にすぎないものというべきであり、上記記載部分が存在していることをもって、控訴人が上記事実を自白したなどと即断するのは相当ではない。

そこで、更に検討するに、平成11年のBの来店者の中に無料券利用者が存在していたことは、当事者間に争いがないし、また、丁税理士の陳述書（甲1870）及び控訴人本人尋問の結果（60～74項）の中には、控訴人が、同年に、約500枚の手書きの無料券を作成し、また、株式会社⑩に依頼して約3000枚の無料券を作成し、合計約3500枚のうち約2200枚を配布したなどという供述部分が存在している。

しかし、①上記主張と上記各供述部分を比較しても、無料券の枚数等の点で、既に食違いが存在していること、②控訴人は、同年に合計5000枚の無料券の作成を印刷業者に発注したことを客観的に裏付ける証拠を提出していないこと、③控訴人は、同年に株式会社⑩に依頼して約3000枚の無料券を作成したことを客観的に裏付ける証拠も提出していないこと、④控訴人は、同年に約2200枚ないしは約3333枚（＝5000枚×3分の2）の無料券を配布したことを客観的に裏付ける証拠も提出していないこと、⑤控訴人自身、上記④の約2200枚という枚数が推測に基づくものにすぎないことを自認しており（控訴人本人73～75項）、しかも、当審の主張（控訴理由書）では、特に合理的な理由も説明されることのないまま、この枚数が更に約3333枚（＝5000枚×3分の2）に変更されていること、⑥無料券の配布を受けた者のうち90%がBに来店したなどと推計できる資料は何ら存在せず、これもまた、控訴人の憶測にすぎないといわざるを得ないことなどに照らすと、上記各供述部分は、にわかには信用することができないし、また、控訴人の上記主張は採用することができない。

かえって、控訴人において上記主張を客観的に裏付ける証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、控訴人が、現時点でも、これらの証拠を提出していないことに照らすと、Bにおいて、控訴人が主張するような大量の無料券が配布されたなどという事実は存在しなかったと推認するのが相当である。

なお、控訴人は、無料券が配布されている事実をホステスらに秘密にするために、無料券利用者の来店に関しても、収入（売上）として計上していたなどと主張し（控訴理由書）、控訴人本人尋問の結果中には、この主張に沿う供述部分（60、62、77、168、172項等）が存在しているが、無料券利用者自体の言動を制約することができない以上、上記事実を秘密にすることはおよそ困難なことといわざるを得ないこと、実際に、本件提示資料②（乙3）の72頁には、「無料券1枚」と明記されており、また、本件提示資料③（乙4）の93～95頁にも、無料券を示すと解される「X'masカード」という記載がされていることなどに照らすと、控訴人の上記供述部分や上記主張も採用することができない。おつて、この点に関連して、控訴人は、本件提示資料③（乙4）によって、42人が無料でサービスを受けた事実を認定することを前提にして、これは、従業員が、顔見知りの者に無料でサービスを利用させたり、売上金を着服するなどして、42人分の売上金が不足していることを示しているとも主張しているが（控訴理由書）、上記のとおり、本件提示資料③（乙4）の93～95頁には、「X'masカード」と記載されているもので、サービスが無料になった理由は、飽くまで「X'masカード」を持参したためと認められるし、また、このような記載で、着服等を隠ぺいできるとも考え難いところであるから、控訴人の上記主張も採

用することはできない。

4 争点4（平成11年のBの営業において、823万1954円を超える仕入金額が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の823万1954円の仕入金額の他に、次の合計196万0148円の仕入金額が存在したと指摘している。

ア 平成11年9月30日にFに支払った149万6200円

イ 平成11年10月26日にGに支払った6万0900円

ウ 平成11年12月30日にBに支払った40万3048円

(2)ア 前記(1)のアの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の4頁）には、上記主張事実に沿う記載部分が存在している（なお、本件提示資料⑧〔乙8〕は、本件調査時には作成されていなかったものであって〔補正後の前提事実(5)〕、控訴人に有利に作成されている疑いも残るものである以上、その信用性には限界があるといわざるを得ない。以下同じ。）。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないのであるから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず（例えば、控訴人の①に対する別の支払に関する領収証等は存在している〔乙12参照〕。）、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないことに照らすと、Bの仕入金額に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

イ 前記(1)のイの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の4頁）には、控訴人が、平成11年11月26日（同年10月26日の誤記と認める。）、Gに対し、Bの仕入金額として60万9000円（ただし、6万0900円の誤記と認める。）を支払った旨の記載部分が存在しており、控訴人は、上記記載部分に関する証拠として、同日付けのG作成の、金額を6万0900円とする領収書（甲1445。乙13も同じ。）を提出している。

しかし、上記領収書は、その宛先が空欄であり、控訴人に交付されたものとは直ちには認め難く、しかも、仕入品目等の記載がされていないものであり、Bの営業との関連性が不明なものでもあるから、上記記載部分を客観的に裏付けるものとはいえず、また、控訴人は、他に、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記領収書以外に、上記記載部分を客観的に裏付ける的確な証拠を提出していないことに照らすと、Bの仕入金額に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

ウ 前記(1)のウの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の4頁）には、上記主張事実に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないことに照らすと、Bの仕入金額に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、823万1954円を超える仕入金額は存在していなかったと認められる。

5 争点5（平成11年のBの営業において、7817万8654円を超える給与手当の支払が存在しなかったか）について

(1) 平成11年のBの営業における給与手当が記載されている資料は、本件提示資料③（乙4）、本件提示資料④（乙5）、本件提示資料⑥（乙6の1・2）及び本件提示資料⑦（乙7の1～3）であるが（前記2参照）、これらは、Bの従業員が直接記録した原始記録であり、その記載内容も詳細であって、各数値も一致するなど相互に関連性があると認められるから（乙4、5、6の1・2、7の1～3、弁論の全趣旨）、相応に高い信ぴょう性と正確性を有するものというべきである。

そして、上記給与手当としては、①ホステス及びピラ配布担当者（以下「ホステスら」という。）に対する日払いの給与手当、②ホステスに対する各期払いの給与手当及び③男性従業員に対する給与手当の3種類が存在しているから（乙4、5、6の1・2、7の1～3、弁論の全趣旨）、これらについて順次検討していくこととする。

(2)ア ホステスらに対する日払いの給与手当について

(ア) 本件提示資料③（乙4）が存在する期間について

本件提示資料④（乙5）に基づき、上記期間のホステスらに対する日払いの給与手当を集計すると、原判決別紙3（別表C付表）のとおりとなり、これをまとめると、原判決別紙3（別表C）の「実額」欄の「③日払給与」欄に記載のとおりとなる。原判決別紙3（別表C）の「実額」欄の「①営業日数」欄及び「②収入金額」欄は、原判決別紙1（別表B）の「実額」欄の「①営業日数」欄及び「③金額」欄を各引用したものであるが、これらによれば、上記期間の実額で、収入金額に対するホステスらに対する日払いの給与手当の割合は8.8%（ \div 1138万6931円〔上記「実額」欄の「③日払給与」欄の合計〕 \div 1億3017万9000円〔上記「実額」欄の「②収入金額」欄の合計〕。小数第1位未満切上げ。）となる（原判決別紙3〔別表C〕の「実額収入金額に対する実額日払給与の割合」欄参照。）。

なお、上記期間のうち同年9月13日、同月19日、同月23日、同月25日、同月30日、同年10月1日、同月18日、同年11月30日及び同年12月22日のホステスらに対する日払いの給与手当については、次の各理由から、原判決別紙3（別表C付表）の各「日計」欄に記載のとおりとなる。

a 平成11年9月13日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④（乙5の11頁）に合計額が13万4500円（ $=$ ㉞同伴2万円 $+$ ㉟5500円 $+$ ㊱3万円 $+$ ㊲3万3000円 $+$ ㊳1万円 $+$ ㊴1万8000円 $+$ ㊵1万8000円）と記載されているが、同記載部分は、本件提示資料④（乙5）の他の日のものと明らかに体裁を異にするメモ様のものであり、その信用性に疑義が残るといふべきところ、本件提示資料③（乙4の

11頁)の「支出」欄の「給料」欄には15万4500円と記載されており、同金額が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払の上限になると認められるから(乙4、弁論の全趣旨)、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

b 平成11年9月19日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④(乙5)の中に記載は存在していないが、本件提示資料③(乙4の16頁)の「収入」欄の「合計」欄には117万2500円、「利益」欄に101万3290円と記載されており、「支出」欄の「給料」欄の記載は存在していないため、上記各金額の差額である15万9210円(=117万2500円-101万3290円)が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払の上限になると認められるから(乙4、弁論の全趣旨)、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

c 平成11年9月23日について

同日のホステスらに対する給与手当について、本件提示資料④(乙5の19頁)の下半分が見切れており、その金額は把握し難いものであるところ(見える部分の合計額は17万2000円[=H1万円+㉖1万円+㉗1万6000円+㉘1万6000円+㉙3万3000円+㉚3万9000円+㉛2万5000円+㉜9000円+㉝1万4000円]である。)、本件提示資料③(乙4の20頁)の「支出」欄の「給料」欄には20万7000円と記載されており、同金額が、上記給与手当の支払の上限になると認められるから(乙4、弁論の全趣旨)、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

d 平成11年9月25日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④(乙5の20頁)に合計額が9万7000円(=㉞4万2000円+㉟3万3000円+㊱2万2000円)と記載されているが、本件提示資料③(乙4の21頁)の「支出」欄の「給料」欄には「9万7000円 H¥25000追加」と記載されているから、上記各金額の合計額である12万2000円(=9万7000円+2万5000円)が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払であると認められる。

e 平成11年9月30日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④(乙5)の中に記載は存在していないが、本件提示資料③(乙4の26頁)の「支出」欄の「給料」欄には23万7750円と記載されており、同金額が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の、支払の上限になると認められるから(乙4、弁論の全趣旨)、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

f 平成11年10月1日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④(乙5の25頁)に合計金額が9万1500円(=㊲1万0500円+㊳1万円+㊴2万円+㊵1万6000円+㊶1万6000円+㊷1万4000円+功労賞として[㊸]5000円)と記載されているが、本件提示資料③(乙4の27頁)の「支出」欄の「給料」欄には「¥106,500、¥5,000」と記載されており、上記各金額の合計額である11万1500円が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払の上限になると

認められるから（乙4、弁論の全趣旨）、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

g 平成11年10月18日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④（乙5）の中に記載は存在していないが、本件提示資料③（乙4の39頁）の「支出」欄の「合計」欄には16万3214円、同「交通費」欄には3240円、同「雑費、その他」欄には2万3974円と記載されていることからすると、同「給料」欄に13万6000円（＝16万3214円－3240円－2万3974円）と記載されるべきものと解され、同金額が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払の上限になると認められるから（乙4、弁論の全趣旨）、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。なお、同「給料」欄には1万6000円と記載されているようにも見えるが、誤記と認める。

h 平成11年11月30日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④（乙5）の中に記載は存在していないが、本件提示資料③（乙4の75頁）の「支出」欄の「合計」欄には11万4171円と記載されており、「支出」欄の「給料」欄の記載が存在していないため、同金額が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払の上限になると認められるから（乙4、弁論の全趣旨）、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

i 平成11年12月22日について

同日のホステスらに対する日払いの給与手当について、本件提示資料④（乙5）の中に記載は存在していないが、本件提示資料③（乙4の92頁）の「支出」欄の「給料」欄には24万4750円、同「雑費、その他」欄には「功労賞¥5,000-㊦」と記載されており、上記各金額の合計額である24万9750円（＝24万4750円＋5000円）が、同日のホステスらに対する日払いの給与手当の支払の上限になると認められるから（乙4、弁論の全趣旨）、上記給与手当は、上記金額の限度で認めるのが相当である。

(イ) 本件提示資料③（乙4）が存在しない期間について

上記期間のうち、平成11年10月6日の本件提示資料④（乙5の29頁）は、本件提示資料④の他の日のものと明らかに体裁を異にするメモ様のものであり、その信用性に疑義が残るものといわざるを得ないし、また、同日を除いた上記期間に関しては、本件提示資料④（乙5）の中に記載は存在していないから、本件提示資料④に基づき、ホステスらに対する日払いの給与手当を集計することはできず、また、前記2のとおり、一件記録を精査しても、他に、これを実額計算の方法により算定し得る帳簿その他の資料は存在していない。

しかし、前記3の(2)のイの(イ)のとおり、上記期間の収入金額は、平成11年10月を266万1120円に、その合計を7984万7460円にそれぞれ改めるほかは、原判決別紙3（別表C）の「推計」欄の「⑤収入金額」欄のとおりと推認できるところ（上記「⑤収入金額」欄の金額は、上記のとおり改めるほかは、原判決別紙1〔別表B〕の「推計」欄の「⑥金額」欄の金額と同一である。）、前記(ア)のとおり、本件提示資料③（乙4）

が存在する期間の実額収入金額に対する実額のホステスらに対する日払いの給与手当の割合は8.8%であるから、本件提示資料③(乙4)が存在しない期間のホステスらに対する日払いの給与手当についても、上記「⑤収入金額」欄の金額に上記8.8%を乗じたものである原判決別紙3(別表C)の「推計」欄の「⑥日払給与」欄のとおり(1円未満切上げ)と推認するのが相当である(例えば、同年7月の収入金額は3537万7650円であるので、同月のホステスらに対する日払いの給与手当は311万3234円〔≒3537万7650円×8.8%。1円未満切上げ。〕と推認される。)。なお、上記のとおり、同年10月の上記「⑤収入金額」欄を266万1120円に、上記「⑤収入金額」欄の合計を7984万7460円にそれぞれ改めることに伴い、同月の上記「⑥日払給与」欄は23万4179円(1円未満切上げ)に、上記「⑥日払給与」欄の合計は702万6579円になる。

(ウ) 小計

以上によれば、平成11年のBのホステスらに対する日払いの給与手当については、本件提示資料③(乙4)が存在する期間の分及び本件提示資料③(乙4)が存在しない期間の分の合計1841万3510円(=1138万6931円〔前記(ア)〕+702万6579円〔前記(イ)〕)と推認される。

イ ホステスに対する各期払いの給与手当について

(ア) 平成11年11月及び同年12月について

上記期間のホステスに対する各期払いの給与手当については、本件提示資料⑥(乙6の1・2)及び本件提示資料⑦(乙7の1～3)を集計すると、原判決別紙4(別表D付表)のとおりとなる。ところ、同年12月30日の本件提示資料④(乙5の95頁)には、「r 給与前渡 ¥86,500-」と記載されており、これも、ホステスに対する各期払いの給与手当に含まれるものとうかがわれるから、以上をまとめると、原判決別紙4(別表D)の「実額」欄の「②各期払給与」欄のとおりとなる。

なお、前記3の(3)のAのとおり、上記期間の収入金額は、原判決別紙4(別表D)の「合計」欄の「⑤収入金額(①+③)」欄のとおり、同年11月が3269万5590円及び同年12月が3316万1100円と推認できるところ(上記「⑤収入金額〔①+③〕」欄の金額は、原判決別紙1〔別表B〕の〔⑦合計〔③+⑥〕〕欄の金額と同一である。)、これらによれば、上記期間の収入金額合計に対する実額のホステスに対する各期払いの給与手当の割合は24.8%(≒1627万2836円〔原判決別紙4(別表D)の「実額」欄の「②各期払給与」欄の合計〕÷〔3269万5590円+3316万1100円〕。小数第1位未満切上げ。)となる(原判決別紙4〔別表D〕の「収入金額に対する実額各期払給与の割合」欄参照)。

(イ) 平成11年7月～同年10月について

上記期間のホステスに対する各期払いの給与手当については、本件提示資料⑥及び本件提示資料⑦の中に記載は存在していないため、これに基づいて集計することはできず、また、前記2のとおり、一件記録を精査しても、他に、これを実額計算の方法により算定し得る帳簿その他の資料は存在していない。

しかし、前記3の(3)のAのとおり、上記期間の収入金額は、平成11年10月を3522万7120円に改めるほかは、原判決別紙4(別表D)の「合計」欄の「⑤収入金額

「①+③」欄のとおりと推認できるところ（上記「⑤収入金額〔①+③〕」欄の金額は、上記のとおり改めるほかは、原判決別紙1〔別表B〕の「⑦合計〔③+⑥〕」欄の金額と同一である。）、前記(ア)のとおり、同年11月及び同年12月の収入金額合計に対する実額のホステスに対する各期払いの給与手当の割合は24.8%であるから、平成11年7月～同年10月のホステスに対する各期払いの給与手当についても、上記のとおり改めた上記「⑤収入金額〔①+③〕」欄の金額に上記24.8%を乗じたものである原判決別紙4（別表D）の「合計」欄の「⑥各期払給与〔②+④〕」欄のとおり（1円未満切上げ）と推認するのが相当である（例えば、同年7月は、収入金額が3537万7650円であるので、同月のホステスに対する各期払いの給与手当は877万3658円〔≒3537万7650円×24.8%。1円未満切上げ。〕と推認される。）。なお、上記のとおり、同年10月の上記「⑤収入金額〔①+③〕」欄を3522万7120円に改めることに伴い、同月の上記「⑥各期払給与〔②+④〕」欄は873万6326円（1円未満切上げ）になる。

(ウ) 小計

以上によれば、平成11年のBのホステスに対する各期払いの給与手当については、前記(イ)のとおり、同年10月を873万6326円に改めるほかは、原判決別紙4（別表D）の「合計」欄の「⑥各期払給与〔②+④〕」欄のとおりと推認することができる。なお、上記のとおり改めることに伴い、上記「⑥各期払給与〔②+④〕」欄の合計は5202万6941円になる。

ウ 男性従業員に対する給与手当について

(ア) 平成11年11月及び同年12月について

上記期間の男性従業員に対する給与手当については、本件提示資料⑥（乙6の2）及び本件提示資料⑦（乙7の1～3）を集計すると、原判決別紙5（別表E付表）のとおりとなるところ、同年12月30日の本件提示資料④（乙5の95頁）には、「I 給与前払 ¥200,000-」、「㊦ 給与前払 ¥100,000-」と記載されており、これらも、男性従業員に対する給与手当に含まれるとうかがわれるから、以上をまとめると、原判決別紙5（別表E）の「実額」欄の「②男性従業員給与」欄のとおりとなる。

なお、前記3の(3)の(ア)のとおり、上記期間の収入金額は、原判決別紙5（別表E）の「合計」欄の「⑤収入金額〔①+③〕」欄のとおり、同年11月が3269万5590円及び同年12月が3316万1100円と推認できるところ（上記「⑤収入金額〔①+③〕」欄の金額は、原判決別紙1〔別表B〕の「⑦合計〔③+⑥〕」欄の金額と同一である。）、これらによれば、上記期間の収入金額合計に対する実額の男性従業員に対する給与手当の割合は3.7%（≒240万6503円〔原判決別紙5（別表E）の「実額」欄の「②男性従業員給与」欄の合計〕÷〔3269万5590円+3316万1100円〕。小数第1位未満切上げ。）となる（原判決別紙5〔別表E〕の「収入金額に対する実額男性従業員給与の割合」欄参照）。

(イ) 平成11年7月～同年10月について

上記期間の男性従業員に対する給与手当については、本件提示資料⑥及び本件提示資料⑦の中に記載は存在していないため、これに基づいて集計することはできず、また、前記2のとおり、一件記録を精査しても、他に、これを実額計算の方法により算定し得る帳簿

その他の資料は存在していない。

しかし、前記3の(3)のAのとおり、上記期間の収入金額は、平成11年10月を3522万7120円に改めるほかは、原判決別紙5(別表E)の「合計」欄の「⑤収入金額(①+③)」欄のとおりと推認できるところ(上記「⑤収入金額(①+③)」欄の金額は、上記のとおり改めるほかは、原判決別紙1[別表B]の「⑦合計(③+⑥)」欄の金額と同一である。)、前記(A)のとおり、同年11月及び同年12月の収入金額合計に対する実額の男性従業員の給与手当の割合は3.7%であるから、平成11年7月～同年10月の男性従業員に対する給与手当についても、上記のとおり改めた上記「⑤収入金額(①+③)」欄の金額に上記3.7%を乗じたものである原判決別紙5(別表E)の「合計」欄の「⑥男性従業員給与(②+④)」欄のとおり(1円未満切上げ)と推認するのが相当である(例えば、同年7月は収入金額が3537万7650円であるので、同月の男性従業員に対する給与手当は130万8974円〔1円未満切上げ〕と推認される。)。なお、上記のとおり、同年10月の上記「⑤収入金額(①+③)」欄を3522万7120円に改めることに伴い、同月の上記「⑥男性従業員給与(②+④)」欄は130万3404円になる。

(ウ) 小計

以上によれば、平成11年のBの男性従業員に対する給与手当については、前記(イ)のとおり、同年10月を130万3404円に改めるほかは、原判決別紙5(別表E)の「合計」欄の「⑥男性従業員給与(②+④)」欄のとおりと推認される。なお、上記のとおり改めることに伴い、上記「⑥男性従業員給与(②+④)」欄の合計は774万0787円になる。

(3) まとめ

ア 前記(2)のとおり、平成11年のBの営業における給与手当の支払については、ホステスらに対する日払いの給与手当が合計1841万3510円(前記(2)のA参照)、ホステスに対する各期払いの給与手当が合計5202万6941円(前記(2)のイ参照)及び男性従業員に対する給与手当が合計774万0787円(前記(2)のウ参照)、以上合計7818万1238円と推認される。

なお、以上の認定は、被控訴人の推計方法に基づくものであるところ、上記方法は、ごく自然なものといえることができ、また、控訴人も、上記方法自体が不合理なことについて、具体的な指摘をしていないものであるから、上記方法には相応の合理性があるというべきである。

イ これに対し、控訴人は、平成11年のBの営業における給与手当の支払は合計9759万4546円であったと主張しているところ、確かに、本件提示資料⑧(乙8の6～12頁)には、上記主張に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記主張を客観的に裏付ける証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、控訴人は、現時点でも、本件提示資料③(乙4)、本件提示資料④(乙5)、本件提示資料⑥(乙6の1・2)及び本件提示資料⑦(乙7の1～3)以外に上記主張を客観的に裏付ける証拠を提出していないことに照らすと、前記ア以上には、平成11年のBの営業における給与手当の支払に該当するものは存在していなかつ

たと推認するのが相当である。

6 争点6（平成11年のBの営業において、121万2039円を超える燃料費の支払が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の121万2039円の燃料費の支払の他に、次の合計1万0453円の燃料費の支払が存在したと指摘している（なお、この指摘は、丁税理士が平成21年6月25日に作成した元帳〔甲1864〈原審記録1394～1397丁〉〕に基づくものであるが、本件提示資料⑧〔乙8の19頁〕に記載されている二つの平成11年12月23日付けのガソリン代1万6708円が二重計上されたものであることは当事者間に争いがなく、上記元帳の作成に当たっては、そのうちの一つだけを削除すれば足りたにもかかわらず、誤ってその二つともが削除されたことから、上記元帳においては、燃料費の合計金額が122万2492円〔＝121万2039円＋48円＋3245円＋7160円〕ではなく、120万5784円〔＝122万2492円－1万6708円〕となっている。).

ア 平成11年7月13日に支払ったガソリン代48円

イ 平成11年8月26日に支払ったガソリン代3245円

ウ 平成11年11月24日に支払ったガソリン代7160円

(2)ア 前記(1)のアの主張事実について

本件提示資料⑧（乙8の4頁）には、上記主張事実に沿う記載部分は存在していないし、また、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、控訴人が、現時点でも、これを提出していないことに照らすと、Bの燃料費の支払に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

イ 前記(1)のイの主張事実について

確かに、控訴人が提出した証拠の中には、⑨株式会社が平成11年8月26日に作成した納品書（領収書。甲1026）が存在しており、上記納品書（領収書）には、ガソリン代3245円を領収した旨記載されている。

しかし、上記納品書（領収書）は、その宛先が空欄であるから、控訴人に交付されたものとは直ちには認め難く、上記納品書（領収書）が存在していることをもって、直ちに、Bの燃料費の支払に該当する上記主張事实在存在したとは断じがたい。

かえって、本件提示資料⑧（乙8の17頁）には、上記主張事実に沿う記載部分は存在していないこと、控訴人が上記納品書（領収書）を証拠として提出したのが、平成19年3月30日に至ってからであることなどを考慮すると、上記納品書（領収書）は、Bの燃料費の支払とは関わりのないものと推認するのが相当であり、そうすると、Bの燃料費の支払に該当する上記主張事実は存在していなかったと認めるのが相当である。

ウ 前記(1)のウの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の19頁）には、上記主張事実に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難である

とはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないことに照らすと、Bの燃料費の支払に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業において、121万2039円を超える燃料費の支払は存在していなかったと認められる。

7 争点7（平成11年のBの営業において、129万7750円を超える旅費交通費の支払が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の129万7750円の旅費交通費の支払の他に、次の合計14万6460円の旅費交通費の支払が存在したと主張している。

ア 平成11年9月8日に支払った駐車料1万5800円のうち1万5000円

イ(ア) 平成11年7月6日に支払った有料道路代7万円

(イ) 平成11年7月9日に支払った出張旅費2万円

(ウ) 平成11年7月10日に支払った通勤代1万円

(エ) 平成11年7月16日に支払った通勤代1万円

(オ) 平成11年7月19日に支払った通勤代5000円

(カ) 平成11年9月5日に支払った有料道路代2000円

(キ) 平成11年9月30日に支払った駐車料1260円

(ク) 平成11年11月27日に支払った駐車料1万5000円

(2)ア 前記(1)のアの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の27頁）には、控訴人が、Bの旅費交通費として、平成11年9月8日に駐車料として1万5800円を支払った旨の記載部分が存在しており、また、上記記載部分に関わる証拠として、同日付けの⑩信用組合作成の金額を1万5800円とする国庫金の領収証書（乙21の1）が存在している。

しかし、上記領収証書は、交通反則金1万5000円及び送付費用800円の支払に関するものである（乙21の2）。そして、所得税法45条1項6号は、義務違反に対する制裁に関し、たとえこれを支出したこととなった行為が業務遂行上のものであったとしても、これを必要経費に算入することを認めることは、その制裁的意義を失することになるため、「罰金及び料（通告処分による罰金又は料に相当するもの〔中略〕を含む。）並びに過料」については、これを必要経費に算入しないと規定していると解されること（乙48参照）、交通反則金は、任意に納付されるものである点で、罰金等とは異なるが、義務違反に対する制裁の一つに他ならず、「通告処分による罰金又は料に相当する金額」と同様の性質を有するものと解されること（道路交通法研究会・「最新注解道路交通法 [全訂版]」850頁参照）などに照らすと、交通反則金1万5000円を、Bの旅費交通費の支払として、必要経費に算入することは許されない。

イ 前記(1)のイの各主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の21～31頁）には、上記各主張事実に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記各主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないことに照らすと、Bの旅費交通費の支払に該当する上記各主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、129万7750円を超える旅費交通費の支払は存在していなかったと認められる。

8 争点8（平成11年のBの営業において、281万9831円を超える接待交際費の支払が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の281万9831円の支払の他に、次の合計45万7000円の接待交際費の支払が存在したと指摘している（なお、控訴人は、仮に、これらがBの接待交際費の支払に該当しなくても、Bの何らかの必要経費として認められるべきであると主張しているものと解される。）。

ア 平成11年11月1日にLに支払った45万円

イ 平成11年12月7日に㊤に支払った7000円

(2)ア 前記(1)のアの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の38頁）には、上記主張事実に沿う記載部分が存在しており、また、上記記載部分に関わる証拠として、「L」作成の金額を45万円とする領収証（乙22）が存在しているところ、控訴人は、平成11年11月1日、「L」ことMから、従業員の送迎用の自動車を45万円で購入したから、その費用は必要経費として認められるべきであると主張している。

しかし、上記領収証は、その宛先が空欄であり、控訴人に交付されたものとは直ちには認め難く、しかも、仕入品目等の記載がされていないものであり、Bの営業との関連性が不明なものでもあるから、上記主張を客観的に裏付ける証拠ということではできず、また、控訴人は、他に、上記主張を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記主張は採用することができない。

かえって、①控訴人において上記主張に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記領収証以外に、上記主張を客観的に裏付ける的確な証拠を提出していないこと、②上記領収証について、Mは、平成11、12年頃、控訴人の関連会社であるC（補正後の前提事実(3)参照）に対し、自動車（i）を販売した際に作成したものであると供述していること（乙23）、③控訴人が平成13年4月23日に提出した減価償却費明細書（乙24）には、上記自動車が減価償却資産として計上されていないことなどに照らすと、Bの接待交際費の支払又はその他の必要経費に該当する上記主張に係る事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

イ 前記(1)のイの主張事実について

本件提示資料⑧（乙8の39頁）の中に、上記主張事実に沿う記載は存在しておらず、また、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、控訴人が、現時点でも、これを提出していないことに照らすと、Bの接待交際費の支払に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、281万9831円を超える接待交際

費の支払は存在していなかったと認められる。

9 争点9（平成11年のBの営業において、182万7581円を超える減価償却費が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の182万7581円の減価償却費の他に、同年12月31日付けでBの元帳に「店舗内装」として計上されている105万8400円の減価償却費が存在したと指摘している。

(2) 確かに、本件提示資料⑧（乙8の40頁）には、前記(1)の指摘に沿う記載部分が存在しており、また、控訴人が平成13年4月23日に提出した減価償却費明細書（乙24）にも、平成11年6月に取得価額2352万円の店舗内装を行ったものであり、同年分の必要経費算入額が105万8400円である旨が記載されているところ、上記記載部分に関わる証拠として、同月25日付けで「広島市 ①」が作成した仕入品目等を「内装代として」、金額を2352万円とする領収証（乙25。なお、「①」名下に、「P」の印が押捺されている。）が存在している。

しかし、広島市を住所地とするP（以下「P」という。）は、「O」（注・「O」であり、「①」ではない。）の屋号で内装業を営んでいる者であるところ、Bの内装工事に関与したことはなく、また、上記領収証を発行したこともないと供述していること（乙26）、同供述には特に不自然なところがない上、Pの筆跡は、上記領収証の筆跡とは異なっていること（乙26の別紙1、2参照）などに照らすと、上記領収証は、偽造されたものであるといわざるを得ないから、上記領収証は、上記各記載部分を客観的に裏付けるものということとはできないし、また、控訴人は、他に、上記各記載部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記各記載部分は、にわかには信用することができない。

なお、控訴人は、①従前金銭を貸し付けていたjことj（以下「j」という。）に対し、その貸付金の回収を目論んで、店舗内装を発注したものの、jは、控訴人に対し、jの名前で受注すると控訴人に対する請負代金債権とjに対する貸付金債権とが相殺される虞があるので、jの名前では受注できないとして、Pに下請に出すと言っていた、②控訴人が、jに対し、上記店舗内装に関し、領収証を発行するよう催促したところ、jが、上記領収証（乙25）を交付してきた、③いずれにしてもBにおいて、代金2352万円に相当する店舗内装が行われているなどとも主張し、上記③に関わる証拠として、Bの店舗の賃貸人である④の陳述書（甲1872）を提出している。しかし、同陳述書は、極めて抽象的かつ簡潔な内容であって、Bで、どの程度の内装工事が行われたのかすら判然としないものであること（この程度の供述内容であれば、原審において、④を尋問する必要性があったなどとは考えられない。）、控訴人は、上記各主張を客観的に裏付ける証拠を提出していないこと、上記のとおり、Pは、Bの内装工事に関与したこと自体がないと供述していることなどに照らすと、上記各主張は採用することができない。おって、控訴人は、聴取証（乙26）の写しを持参して、Pに質したところ、Pが上記聴取証において虚偽の供述をしたことを告白したとも主張しているが、同主張を認めるに足りる証拠は存在しておらず、同主張も採用することができない。

かえって、控訴人において、平成11年6月頃、Bの店舗内装を行って、2352万円を支払った事実を客観的に裏付ける証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人は、現時点でも、偽造された上記領収証以外に、上記事実を客観的に裏付ける的確な証拠を提出していないことに照らすと、上記事実は存在しなかった

と推認するのが相当であり、したがって、平成11年のBの営業においては、105万8400円の減価償却費を計上することができる「店舗内装」の事実は存在していなかったものといわざるを得ない。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、182万7581円を超える減価償却費は存在していなかったと認められる。

10 争点10（平成11年のBの営業において、564万6074円を超える消耗品費の支払が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の564万6074円の消耗品費の支払の他に、次の合計158万7700円の消耗品費の支払が存在したと指摘している（なお、この指摘は、丁税理士が平成21年6月25日に作成した元帳〔甲1864〈原審記録1425～1428丁〉〕に基づくものであるところ、本件提示資料⑧〔乙8の51、54、55頁〕に記載されている平成11年9月28日付けの布団代5万円の支払、同年10月1日付け、同年11月24日付け、同年12月4日付け、同月22日付け、同月24日付け及び同月28日付けの各5000円の功労賞〔功労堂と記載してあるのは、誤記と認める。〕の支払並びに同月29日付けの1万円の功労賞〔前同〕の支払、以上合計9万円の支払がBの消耗品費の支払に当たらないことは、当事者間に争いが無い〔控訴人の平成21年7月2日付け準備書面参照〕。それにもかかわらず、上記元帳〔甲1864〈原審記録1428、1431、1432丁〉〕では、上記各支払が削られていないので、消耗品費の合計金額も723万3774円〔＝564万6074円＋16万5000円＋300円＋6万円＋45万円＋66万9500円＋24万2900円〕ではなく、732万3774円〔＝723万3774円＋9万円〕となっている〔原判決別紙2も併せて参照。〕。

ア 平成11年7月31日にaに支払った16万5000円

イ 平成11年9月2日に㊸に支払った300円

ウ 平成11年9月14日にbに支払った6万円

エ 平成11年9月30日にdに支払った45万円

オ 平成11年9月30日に支払った電気製品代66万9500円

カ 平成11年9月30日に支払ったソファテーブル代24万2900円

(2)ア 前記(1)のア、ウ～カの各主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の48、50、51頁）には、上記各主張事実に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記各主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないことに照らすと、Bの消耗品費の支払に該当する上記各主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

イ 前記(1)のイの主張事実について

本件提示資料⑧（乙8の50頁）には、上記主張事実に沿う記載部分は存在していないし、また、控訴人において上記主張事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、控訴人が、現時点でも、これを提出していないことに照らすと、

Bの消耗品費の支払に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、564万6074円を超える消耗品費の支払は存在していなかったと認められる。

1.1 争点1.1 (平成11年のBの営業において、25万5470円を超える事務用品費の支払が存在しなかったか) について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の25万5470円の手務用品費の支払の他に、平成11年9月3日に控訴人に支払った2204円が事務用品費の支払に該当すると指摘している。

(2) 確かに、本件提示資料⑧(乙8の57頁)には、前記(1)の指摘に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠(領収証等)を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、控訴人において上記指摘に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠(領収証等)を提出していないことに照らすと、Bの事務用品費の支払に該当する上記指摘に係る事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、25万5470円を超える事務用品費の支払は存在していなかったと認められる。

1.2 争点1.2 (平成11年のBの営業において、11万5950円を超える支払手数料が存在しなかったか) について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の11万5950円の支払手数料の他にも、次の合計280万円の支払手数料が存在したと指摘している。

ア 平成11年7月1日に丁税理士に支払った100万円

イ 平成11年7月31日、同年8月31日、同年9月30日、同年10月31日、同年11月30日及び同年12月31日に支払ったみかじめ料各30万円(合計180万円)

(2)ア 前記(1)のアの主張事実について

確かに、本件提示資料⑧(乙8の61頁)には、上記主張事実に沿う記載部分が存在し、また、控訴人本人尋問の結果には、上記主張事実に沿う供述部分が存在し、さらに、丁税理士の陳述書(甲1870)でも、「平成11年6月ころ、甲さんが、Bを開く前くらいに、甲さんが仕事を始めるからということで、また、相談に来られて、帳簿の面倒を見てほしいということでした。そのころ、私は、甲さんから100万円を受領し、平成11年分の記帳から決算までを引き受けることにしました。」という供述部分が存在しており、加えて、上記記載部分に関わる証拠として、平成11年付けの金額を100万円とする丁税理士の領収書(甲1162)が存在している。

しかし、上記領収書は、作成月日も、内訳も記載されていないまま、合計領収額が100万円と記載されているだけのもので、いつ、何に対して、100万円が支払われたのかが判然としないものであって、上記記載部分及び上記各供述部分を客観的に裏付けるものということではできず、また、控訴人は、他に、上記記載部分及び上記各供述部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記記載部分及び上記各供述部分は、にわかには信用するこ

とができない（なお、念のため付言するに、上記証拠が提出されていない以上、たとえ丁税理士を尋問したからといって、丁税理士の上記供述部分が信用できるものになるとは考え難い。）。

かえって、①控訴人において上記領収書がいつ、何に対して、100万円が支払われたのかを明らかにする証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記領収書以外に、上記記載部分及び上記各供述部分を客観的に裏付ける的確な証拠を提出していないこと、②控訴人は、平成12年9月18日、調査担当者に対し、調査内容について丁税理士と相談したい旨申し立てるなどしているが、実際には、丁税理士は、原処分が行われるまで、広島東税務署との接触を全く行っていないもので、丁税理士自身が処分行政庁に対して控訴人の委任状を提出したのは、同年12月31日に至ってのことであること（補正後の前記1の(2)参照）、③丁税理士が本件調査までに作成した税務又は経理に関する成果物は、特に存在していないこと（弁論の全趣旨）、④控訴人は、上記③の点につき、丁税理士が精神的に不安定になっていたなどの理由によるもので、やむを得なかったと弁解しているが、控訴人が、平成12年1月頃には、丁税理士に対し、Bに関する領収証等を渡していたと供述しており（控訴人本人238項）、かつ、丁税理士も、同年8月頃までは、特に自らの健康状態を含めて問題はなかったかのように供述していることに照らすと（甲1870）、上記弁解も採用し難いことなど、以上諸般の事情に照らすと、Bの支払手数料の支払に該当する上記主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

イ 前記(1)のイの各主張事実について

確かに、本件提示資料⑧（乙8の61頁）には、上記各主張事実に沿う記載部分が存在している。

しかし、控訴人は、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

かえって、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠（領収証等）を提出していないことに照らすと、Bの支払手数料に該当する上記各主張事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、11万5950円を超える支払手数料は存在していなかったと認められる。

1.3 争点1.3（平成11年のBの営業において、31万9000円を超える販売手数料は存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、前提事実(8)の31万9000円の販売手数料の他に、平成11年10月29日にIに30万円の紹介料を支払ったことがBの販売手数料の支払に該当すると指摘している（なお、控訴人は、仮に、これがBの販売手数料の支払に該当しなくても、Bの何らかの必要経費として認められるべきであると主張しているものと解される。）。

(2) 確かに、本件提示資料⑧（乙8の67頁）には、前記(1)の指摘に沿う記載部分が存在しているが、平成11年10月29日にIに支払った30万円が、実際には、販売手数料ではなく、貸付金であったことは、当事者間に争いがない（被控訴人の平成18年3月16日付け準備書面、控訴人の平成20年7月2日付け準備書面参照）。控訴人は、これを前提としつつ、Iの

働きぶりを評価して、事後的に、返済を免除したものであるとの事実を指摘して、Bの何らかの必要経費として認められるべきであるなどと主張しているものである（控訴人の平成20年7月2日付け準備書面参照）。

しかし、控訴人は、上記指摘に係る事実を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記指摘に係る事実を認めることはできない。

かえって、控訴人において上記指摘に係る事実に関する証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記指摘に係る事実を客観的に裏付ける証拠を提出していないことなどに照らすと、上記指摘に係る事実は存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、31万9000円を超える販売手数料は存在していなかったと認められる。

1.4 争点1.4（平成11年のBの営業において、報酬の支払が存在しなかったか）について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業において、丙に対し、①平成11年8月5日付けの420万円、②同年9月5日付けの410万円、③同年10月5日付けの430万円、④同年11月5日付けの415万円、⑤同年12月5日付けの445万円及び⑥同月31日付けの315万円の合計2435万円を支払ったことが報酬の支払に該当すると指摘している。

(2) 確かに、本件提示資料⑧（乙8の70頁）には、前記(1)の指摘に沿う記載部分が存在し、また、控訴人の陳述書（甲1866）及び本人尋問の結果並びに丙の陳述書（甲1871）の中にも、上記指摘に沿う供述部分が存在し、さらに、上記記載部分に関わる証拠として、g作成の前記(1)の①～⑤のとおりの日付及び金額の領収証5通（甲1867の2枚目、乙38の1～5）が存在している。

しかし、①上記各領収証は、全てg名義のものであり、丙名義ではないこと、②控訴人及び丙は、gについて、丙が㉞である㉟・㊱のフロント企業であり、㊱の㊰・㊱が取締役となっているため、丙の領収証の代わりに、gの領収証が発行されたと説明しているものの（甲1866、1871、控訴人本人）、上記説明は、客観的な裏付けとなる証拠に欠け、にわかには信用することができないこと、③上記各領収証は、仕入品目等の記載がされていないものであり、Bの営業との関連性が不明であること、④控訴人自身、上記各領収証が、本件調査後に作成されたものであって、支払日及び支払金額の正確性について確認していないなどと自認していること（控訴人本人16、56、102～105、116～118項等）などに照らすと、上記各領収証は、上記記載部分及び上記各供述部分を客観的に裏付けるものとは認めることができないし、また、控訴人は、他に、上記記載部分及び上記各供述部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記記載部分及び上記各供述部分は、にわかには信用することができない（なお、念のため付言するに、上記証拠が提出されていない以上、たとえ丙を尋問したからといって、丙の上記供述部分が信用できるものになるとは考え難い。おって、丙が㉞関係者であることをもって、上記証拠が提出されないこともやむを得ないなどと評価して、丙の上記供述部分又はその証言を軽々に信用することなど到底できない。）。

かえって、控訴人において上記記載部分を客観的に裏付ける証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、上記各領収証以外に、上記記載部分及び上記各供述部分を客観的に裏付ける的確な証拠を提出していないことに照らすと、Bの報酬の支払に該当する上記指摘に係る事実は存在していなかったと推

認するのが相当である。

- (3) 以上によれば、平成11年のBの営業においては、報酬の支払は存在していなかったと認められる。

15 争点15（平成11年のBの営業において、支払利息が存在しなかったか）について

- (1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、㉔、㉕、㉖、㉗、y及び㉘から、高利の借入れをしていたもので、同年6月～同年12月の各20日付けで、次のア～カの支払利息合計2324万円（＝〔150万円＋12万円＋20万円＋60万円＋80万円＋10万円〕×7か月）が存在したと指摘している。

ア ㉔に支払った150万円

イ ㉕に支払った12万円

ウ ㉖に支払った20万円

エ ㉗に支払った60万円

オ yに支払った80万円

カ ㉘に支払った10万円

- (2) 確かに、本件提示資料⑧（乙8の75～76頁）には、前記(1)の指摘に沿う記載部分が存在し、また、控訴人の陳述書（甲1866）及び本人尋問の結果の中には、上記記載部分に沿う供述部分が存在し、さらに、上記記載部分に関わる証拠として、①平成11年6月～同年12月の各5日付けの㉔作成の金額を各150万円とする領収証7通（甲1867の3～4丁）、②同年6月～同年8月、同年10月～同年12月の各27日付けの㉕作成の金額を各12万円とする領収証6通（甲1867の6～7丁）、③同年6月～同年12月の各5日付けの㉖作成の金額を各20万円とする領収証7通（甲1867の8～9丁）、④同年6月～同年12月の各20日付けの㉗作成の金額を各60万円とする領収証7通（甲1867の12～13丁）、⑤同年6月～同年12月の各16日付けのy作成の金額を各80万円とする領収証7通（甲1867の10～11丁）及び⑥同年6月～同年12月の各16日付けの㉘作成の金額を各10万円とする領収証7通（甲1867の4～5丁）が提出されている。

しかし、①控訴人自身、㉔らとの間で、高利の借入れについての契約書等は作成しており、yの協力を得ることは可能であると説明しているにもかかわらず（控訴人本人134～137項）、yとの間の分を含めて、㉔らとの間の契約書等を何一つ証拠として提出していないこと、②控訴人自身、上記各領収証の一部が、後日作成されたものであることを自認していること（控訴人本人161項）などに照らすと、上記各領収証は、上記記載部分及び上記供述部分を客観的に裏付けるものと認めることができないし、また、控訴人は、他に、上記記載部分及び上記供述部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記記載部分及び上記供述部分は、にわかには信用することができない（なお、念のため付言するに、上記証拠が提出されておらず、また、協力を得られるはずのyの陳述書さえ提出されていないのであるから、yらの尋問を実施する必要があるなどとは考え難い。）。

かえって、上記のとおり、控訴人においてyの協力を得ることは可能であると説明しているにもかかわらず、控訴人が、現時点でも、上記記載部分及び上記供述部分を客観的に裏付けるyとの間の契約書等の的確な証拠を提出していないことに照らすと、前記(1)の指摘に係る借入れは存在しなかったと推認するのが相当であり、したがって、Bの支払利息に該当する利息の支払の事実も存在していなかったと推認するのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業において、支払利息は存在しなかったと認められる。

16 争点16 (平成11年のBの営業において、その他の必要経費が存在しなかったか) について

(1) この点、控訴人は、平成11年のBの営業においては、次の合計119万0509円のその他の必要経費が存在したと指摘している。

- ア 平成11年7月10日に㊸に支払った25万円
- イ 平成11年7月28日に㊹に支払った73万円
- ウ 平成11年8月20日に㊺に支払った2174円
- エ 平成11年8月20日に㊻に支払った11万5500円
- オ 平成11年8月20日に㊼に支払った1万3860円
- カ 平成11年8月26日に㊽に支払った3万7146円
- キ 平成11年8月26日に㊾に支払った4万1269円
- ク 平成11年10月7日に㊿に支払った560円

(2)ア 確かに、控訴人が提出した証拠の中には、①平成11年7月10日付けの㊸作成の金額を25万円とする領収証(甲464)、②同月28日付けの㊹作成のC宛ての金額を73万円とする領収証(甲671)、③同年8月20日付けの㊺作成の金額を2174円とする納品書(領収書。甲806)、④同日付けの㊻作成のC宛ての金額を11万5500円とする領収証(甲807)、⑤同日付けの㊼作成のB宛ての金額を1万3860円とする領収証(甲809)、⑥同月26日付けの㊽作成のC(B)宛ての金額を3万7146円とする領収証(甲857)、⑦同日付けの㊾作成のC(B)宛ての金額を4万1269円とする領収証(甲858)及び⑧同年10月7日付けの㊿作成の金額を560円とする領収書(甲1293)が存在している。

イ しかし、①前記アの①の領収証、③の納品書(領収書)及び⑧の領収書は、宛先の記載がないものであり、直ちには、控訴人に交付されたものとは認め難いこと、②前記アの②及び④の各領収証は、宛名がCであり、控訴人に交付されたものとは認め難いこと、③前記アの⑥及び⑦の各領収証も、宛名がC(B)であり、直ちには、控訴人に交付されたものとは認め難いこと、④前記アの②、④及び⑤の各領収証は、仕入品目等の記載がされていないものであり、Bの営業との関連性が不明なものであることなどに照らすと、前記アの①～⑧の各領収証等が存在していることをもって、直ちに、前記(1)の指摘に係る事実が存在していたとは断じがたい。

かえって、本件提示資料⑧(乙8)には、前記(1)の指摘に係る事実に沿う記載部分は存在していないこと、控訴人が上記各領収証等を証拠として提出したのが平成19年1月31日以降のことであることなどを考慮すると、上記各領収証等は、Bの必要経費とは関わりのないものと認めるのが相当であり、そうすると、Bの必要経費に該当する上記指摘に係る事実は存在していなかったと認めるのが相当である。

(3) 以上によれば、平成11年のBの営業において、その他の必要経費は存在していなかったと認められる。

17 争点17 (平成11年のAの営業において、雑損失が存在しなかったか) について

(1) この点、控訴人は、平成11年のAの営業においては、同年12月31日付けでAの元帳に「建物付属設備」として計上されている366万9825円の雑損失が存在したと指摘して

いる。

- (2) 確かに、本件提示資料⑨(乙9の20頁)には、前記(1)の指摘に沿う記載部分が存在しており、また、上記記載部分に関わる証拠として、平成10年4月20日付けで「広島市 ①」が作成した仕入品目等を「店舗・内装代一式として」、金額を399万円とする領収証(乙42。なお、「①」名下に、「P」の印が押捺されている。)が存在している。

しかし、広島市を住所地とするPは、「O」(注・「O」であり、「①」ではない。)の屋号で内装業を営んでいる者であるところ、Aの店舗・内装工事に関与したことはなく、また、上記領収証を発行したこともないと供述していること(乙26)、同供述には特に不自然なところはない上、Pの筆跡は、上記領収証の筆跡とは異なっていること(乙26の別紙1、2参照)などに照らすと、上記領収証は、偽造されたものであるといわざるを得ないから、上記領収証は、上記記載部分を客観的に裏付けるものということとはできないし、また、控訴人は、他に、上記記載部分を客観的に裏付ける証拠を提出していないから、上記記載部分は、にわかには信用することができない。

なお、控訴人は、控訴人が、jに対し、Aの店舗・内装工事を発注し、jが、Pに対し、これを下請させていたため、Pにおいては、控訴人が施主であることを認識していなかったにすぎないなどとも弁解しているが、上記のとおり、Pは、上記工事に関与したことがないと供述していることなどに照らすと、上記弁解は採用できない。おつて、聴取証(乙26)をもって、Pに質したところ、Pが上記聴取証において虚偽の供述をしたと告白したという控訴人の主張を採用することができないことは、前記9と同様である。

かえって、控訴人において、Aの店舗・内装工事が行われ、平成10年頃に、そのために399万円が支払われた事実を客観的に裏付ける証拠を提出することが、特に困難であるとはうかがえないにもかかわらず、上記のとおり、控訴人が、現時点でも、偽造された上記領収証以外に、上記事実を客観的に裏付ける的確な証拠を提出していないことに照らすと、上記事実は存在しなかったと推認することが相当であり、したがって、平成11年のAの営業においては、366万9825円の雑損失を計上することができる「建物付属設備」が除却された事実は存在していなかったといわざるを得ない。

- (3) 以上によれば、平成11年のAの営業においては、雑損失は存在しなかったと認められる。

18 結論

- (1) 以上によれば、平成11年分の控訴人の所得税については、次のとおり、総所得金額が7081万7429円、課税総所得金額が6933万4000円、納付すべき税額が2291万3500円となる。

ア 総所得金額

2億1002万6460円(同年のBの総収入金額〔前記3の(3)のア参照〕)－7818万1238円(同年のBの営業における給与手当〔前記5の(3)のア参照〕)－5976万6046円(同年のBの営業における給与手当以外の必要経費〔補正後の前提事実(8)参照〕)＋388万1820円(同年のAの総収入金額〔前提事実(9)〕)－514万3567円(同年のAの営業における必要経費〔前提事実(10)参照〕)＝7081万7429円

イ 課税総所得金額

7081万7429円－148万2801円(所得控除額の計)≒6933万4000円
(1000円未満切捨て)

ウ 納付すべき税額

$6933万4000円 \times 37\% - 249万円$ （以上は、いわゆる所得税の速算表による計算） $- 25万円$ （特別減税額） $= 2291万3500円$ （100円未満切捨て）

- (2) そして、本件各処分の中の所得税の決定に係る納付すべき金額（1754万3700円）を見るに、前記(1)のウで認定した納付すべき税額（2291万3500円）を下回っているものであり、無申告加算税の金額（263万1000円）も、上記決定に係る納付すべき金額の1万円未満の端数を切り捨て（国税通則法118条3項）、平成18年法律第10号による改正前の国税通則法66条1項所定の100分の15を乗じて計算した金額に相当すると認められるから、本件各処分はいずれも適法というべきであり、控訴人の本件請求を棄却した原判決は、その結論において相当である。

よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 上原 裕之

裁判官 井上 秀雄

裁判官 絹川 泰毅

別表B付表1 省略